



事業者登録の更新方法の変更に関するご案内



既存系の瑕疵保険を利用するための各種事業者登録の更新方法の変更について、ご案内します。

登録更新手続きの負担軽減を目的として、7 月 31 日(木)で満了する事業者登録から更新手続きを不要とし、更新しない場合に申請をお願いするオプトアウト方式に変更します。

取扱変更日

7 月 31 日(木)

1. 更新方法の見直し

各種事業者登録の更新方法を、**オプトイン方式からオプトアウト方式に変更**します。7 月末の満了分の事業者登録から、登録更新時の手続きを原則不要とし、更新しない場合に申請を行う方式に変更します。

		現 行			変 更 後	
	更 新 手 続 き		オプトイン方 式 (更新する場合に申請)	⇒		オプトアウト方 式 (更新しない場合に申請)
補 足	更新しない場合の申請は、登録満了日の 1 週間前までに web 上の専用フォームから行ってください。期日を過ぎての申請は受け付けられません、終了を希望する場合は申請漏れが無いようお願いします。					

2. 更新手続きの例外

通常の更新はオプトアウト方式になりますが、例外的に **5 年に 1 回オプトイン方式での申請をお願い**することがあります。

手 続 きの 例 外	
最初の登録から 5 回目の更新の際に許可・免許の更新情報が反映されていない場合は、更新手続きが必要となるため、許可・免許に更新や変更が生じた際は、変更情報を漏れなく当社に提出するようお願いします。	
補 足	1. その後の各 5 回目の更新時に同様の取扱いを適用します。 2. 現時点での登録事業者には、これから 5 回目とその後の各 5 回目の更新時に同様の取扱いを適用します。

登録事業者ごとの、対象となる許可・免許は以下のとおりです。

事 業 者 区 分	対 象	許可・免許
登 録 検 査 会 社	建設業許可を持っている検査会社	建設業許可
登 録 宅 建 業 者	共通	宅建業免許
登 録 リ フ ォ ム 事 業 者	建設業許可を持っているリフォーム事業者	建設業許可
登録大規模修繕事業者	建設業許可を持っている大規模修繕事業者	建設業許可

本 件 に 関 す る 問 合 せ 先

受付センター

03-5408-8486

info@house-gmen.com

問合せフォーム

[こちらから問い合わせフォームにアクセスできます。](#)

